

大阪大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金実施要項

(平成24年3月14日未来戦略機構会議了承)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）が、博士課程教育リーディングプログラムにおける、新たな学位を授与するために選抜された優秀な学生（以下「学生」という。）が学業及び研究に専念するために支給する資金（以下「奨励金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格)

第2条 奨励金の受給資格は、次の各号に掲げる基準をすべて満たした者とする。

- (1) 支給年度において、博士課程教育リーディングプログラムにおける、新たな学位を授与するプログラム（以下「学位プログラム」という。）に選抜され、1年間継続的に当該プログラムを履修していること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給していないこと及び貸与を受けていないこと。
- (4) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (5) 留学生として母国の奨学金を受給していないこと。
- (6) 本学独自の奨学金を受給していないこと。ただし、本学が設ける基金等による奨学金等であって、授業料を援助するためのものについては、この限りでない。
- (7) 奨励金受給期間中に報酬（アルバイト料を含む。）を受給しないこと。ただし、研究成果を公表することに伴い生じる著作権料等、博士課程教育リーディングプログラム責任者（以下「プログラム責任者」という。）が特に認めた場合については、この限りでない。

(奨励金の支給額)

第3条 奨励金の支給額は、当該学位プログラムごとに別に定めるものとする。

(奨励金受給学生の選考)

第4条 奨励金の受給を希望する学生は、年度ごとに定められた期間内に、奨励金受給調書によりプログラム責任者へ申請するものとする。

- 2 奨励金受給学生の選考は、プログラム責任者のもと、別に定める選考方法に基づいて実施する。

(遵守事項)

第5条 奨励金受給学生は、公費によって経済的支援を受けるという自覚を持ち、学業及び研究に専念しなければならない。

(奨励金の返還)

第6条 奨励金は、返還を要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号から第7号のいずれかの基準を満たしていないこと

が明らかとなった場合、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行った場合、公序良俗に反する行為を行った場合、奨励金の使途が不適正と認められた場合及び奨励金受給申請書に虚偽の記載があった場合は、事実発生時に遡って支給済みの奨励金の一部又は全部を返還しなければならない。

（奨励金の財源）

第7条 奨励金の財源は、大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費）等をもって充てる。

（誓約書）

第8条 奨励金受給学生は、奨励金の支給に当たって第2条第2号から第7号に定める受給資格を満たしているか等を誓約するため、定められた期間内に所定の誓約書を作成してプログラム責任者へ提出するものとする。

（奨励金の支給方法）

第9条 奨励金は、原則として毎月25日（当日が土日祝祭日の場合は、原則としてその直前の平日とする。）に、奨励金受給学生の銀行口座に振込むことにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給開始時において、数ヶ月分を取りまとめて振込むことにより支給することができるものとする。

（支給の停止）

第10条 奨励金受給学生が、在籍する本学大学院の課程（以下、「大学院課程」という。）を退学又は除籍となった場合及び **Qualifying Examination** 等の審査（以下「審査」という。）により学位プログラムを履修しなくなった場合は、奨励金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、審査において、不合格となった場合に猶予期間を与える等の措置を別途、明確に定めた場合においては、支給を継続することができる。

3 奨励金受給学生が、大学院課程又は学位プログラムの原級にとどまることが決定した場合は、奨励金の支給を停止する。

4 奨励金受給学生の大学院課程又は学位プログラムにおける学業成績及び履修状況が、不良であると判断される場合又は長期欠席をした場合は、奨励金の支給を停止する場合がある。

5 奨励金受給学生が、休学をした場合は、休学期間の奨励金の支給を停止する。

6 奨励金受給学生が、死亡した場合は、奨励金の支給を停止する。

7 奨励金受給学生が、第6条第2項のただし書に該当する場合は、奨励金の支給を停止する。

8 奨励金受給学生が、特に希望する場合は、所定の手続きを経て奨励金の支給を停止することができる。

（支給の再開）

第11条 前条第3項にかかわらず、審査に不合格となったことにより原級にとどまることとなった場合において、次回以降の審査を通過した場合は奨励金の支給を復活させることができる等の措置を別途、明確に定めた場合においては、奨励金の支給を再開させることができる。

2 前条第5項及び第8項により奨励金の支給を停止した場合において、当該学生の希望により、所定の手続きを経た上で、当該年度の奨励金の支給を再開させることができる。

(氏名の公表)

第12条 プログラム責任者は、奨励金支給開始までに奨励金受給学生の氏名をホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第13条 奨励金は、所得として課税対象となるので、奨励金受給学生が各自において適切に納税を行うとともに、納税したことが確認できる書類の写しをプログラム責任者へ提出しなければならない。

2 奨励金受給学生が、広く産官学にわたってグローバルに活躍するリーダーを養成するために、当該研究活動等の実施が不可欠であるとプログラム責任者が特に認めた場合は、競争的資金を受けて研究等を行うことができる。

3 奨励金受給学生は、学位プログラムの取組の範囲において、大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費）等より研修、インターンシップ等に係る経費（滞在費を含む。）を受給することができる。

(事務)

第14条 奨励金に関する事務は、未来戦略機構事務局で行う。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、学位プログラムごとに、別に定める。

附 則

この実施要項は、平成24年4月1日から施行する。